

令和7年度食育カレンダー「おいしいよ！食べよう長崎県産品」
図画コンクール募集要領

1 趣旨	食育カレンダー「おいしいよ！食べよう長崎県産品」図画コンクール実施要項(以下、実施要項)に基づき、県内の児童・生徒から、食育カレンダーの原画となる図画を募集する。
2 主催	公益財団法人長崎県学校給食会
3 共催(依頼中)	長崎県学校栄養士会
4 後援(依頼中)	長崎県学校給食研究会 長崎県教育委員会 長崎県 PTA 連合会 長崎県学校給食共同調理場連絡協議会
5 募集部門	・小学生部門 ├── 低学年の部 ├── 中学年の部 └── 高学年の部 ・中学生部門 <u>合計4部門</u>
6 募集テーマ	・長崎県産品に関する図画 「あなたの身近な長崎県産品(野菜、魚、果物など)を選び、自由に描いてみよう」 (例) ○長崎県産品を育てたり捕ったりしている様子 ○長崎県産品を使った料理を作っている様子 ○家や学校給食で長崎県産品を食べている様子 ○豊かな長崎県産品の様子
7 応募締切	令和7年9月12日(金) 当日消印有効
8 応募資格	長崎県内小・中学校、特別支援学校の児童生徒
9 応募規定	(1)小学生部門 <u>四つ切用紙(38cm×54cm)</u>または、 <u>A3判用紙(29.7cm×42cm)</u> 中学生部門 <u>八つ切用紙(27cm×38cm)</u>または、 <u>A4判用紙(21cm×29.7cm)</u> (2)横書きのみ ※カレンダーの構成上、縦書きは審査対象外とします。 (3)絵の具、ポスターカラー、色鉛筆、クレヨン、マジック、サインペンなど 画材は自由。 (4)応募作品は手書きで、<u>文字を使用せず図画のみ</u>。 (5)USBメモリなど、記録媒体だけでの応募は不可。 (6)応募者本人が創作した未発表作品で、同一作品が他のコンテスト等に応募されていないもの。 (7)一人につき応募は一点まで。 (8)他の図画及び商標等と類似しないこと。

10 応募方法	(1)応募は学校単位で行い、送付は<u>1部門につき10枚まで</u>。 (例:小学生部門 低学年の部、中学年の部、高学年の部、各10枚の合計30枚を送付) (2)所定の応募用貼付用紙(コピー可)に必要事項を記入し、各作品の裏面にのり付けすること。児童・生徒の記入も可。(ただし、担当教諭が最終確認を行ってください) (3)①応募リストに必要事項を記入し当給食会へ必ずメールすること。 (発送後の作品紛失等を防ぐため、必ず連絡してください) ②その後、各部門上限10枚の範囲内で作品に応募リストを同封して送付すること。(学校名や担当者名も必ずご記入ください) ※氏名・ふりがなは正確に記入すること。(記入内容で表彰状を作成) ※必要事項が記載されていない、応募規定に沿っていない等、無効となる場合がある。 ※応募リストには送付作品数ではなく、校内で応募があった全ての児童・生徒を記入すること。(応募リストの数が参加賞送付数) (4)作品の応募については郵送または持参すること。<u>※郵送の場合は「14 問い合わせ・作品送付先」の担当者宛てに送付してください。なお、送料は応募者負担でお願いします。</u>
11 表彰	○最優秀賞 計 4点(各部門1点)(表彰状、副賞) ○審査員特別賞(優秀賞) 計25点(全部門合計)(表彰状、副賞) ○佳作 複数点(全部門合計)(表彰状、副賞) ○参加賞 全員(応募リストへの記載数)
12 発表	(1)令和7年10月1日(水)10:00に公益財団法人長崎県学校給食会ホームページ(https://www.nagasaki-kenkyu.or.jp)にて審査結果を発表。その後、<u>受賞者がいる学校のみ、学校長宛の文書でお知らせします。</u> (2)受賞者の作品については、令和8年度食育カレンダー「おいしいよ！食べよう長崎県産品」に掲載し、県下全域に配付します。また、当給食会の広報誌等に作品・学校・氏名を掲載します。
13 留意事項	(1)今回の応募に関して取得した個人情報、本事業の目的にのみ使用し、それ以外に使用しません。 (2)応募いただいた作品は希望者には返却します。 (3)受賞作品を食育カレンダーに掲載する際、グラデーション等(ぼかしや色の濃さを段階的に変える)、忠実に再現できない場合があります。 (3)採用された作品の著作権、二次的使用権、商品化権、その他一切の権利については、公益財団法人長崎県学校給食会に帰属します。
14 問い合わせ・作品送付先	公益財団法人長崎県学校給食会 業務課 長嶋・氏田 〒859-0403 長崎県諫早市多良見町市布 1708-4 TEL:0957-43-1321 FAX:0957-43-4618 Mail:ngk@nagasaki-kenkyu.or.jp